

平成21年5月29日

株 主 各 位

神奈川県横浜市神奈川区金港町1番地4
東京エレクトロン デバイス株式会社
取締役社長 砂 川 俊 昭

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成21年6月16日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月17日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階「日輪」
（会場が昨年と異なっております。末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。）

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
1. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。
(<http://www.teldevice.co.jp>)
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事 業 報 告

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、北米に端を発した前連結会計年度からの金融不安が拡大し、期首において足踏み状態であった景気が、秋頃より急減速する形で推移いたしました。金融危機の深刻化が、企業業績・雇用・消費等の实体经济に影響を及ぼし、世界的な経済危機に対する懸念が深度を増しております。

当社グループが参画しておりますエレクトロニクス業界におきましては、上半期において、北京オリンピック開催によるデジタル家電の需要拡大が期待されておりましたが、景況感の悪化から総じて低調に推移いたしました。下半期に入り、特に11月以降においては、未曾有の大不況の影響を受け、デジタル家電をはじめ、パソコン、携帯電話、産業機器等ほぼ全分野で需要が急速に冷え込み、非常に厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当連結会計年度の売上高は947億1百万円（前期比15.5%減）、営業利益は18億4千万円（前期比50.0%減）、経常利益は20億4千1百万円（前期比47.0%減）となりました。また、当社グループの取引先に対し、特別損失として貸倒引当金繰入額を計上したこと等により、当期純利益は6億1千7百万円（前期比71.8%減）となりました。

当社グループにおける事業の種類別セグメントに係る事業展開につきましては、次のとおりであります。

【半導体及び電子デバイス事業】

半導体及び電子デバイス事業では、自社ブランドである「inrevium(インレビウム)」の開発ビジネス及び重点戦略マーケットである産業機器分野に注力することに加え、国内販売子会社の営業開始や海外事業展開の推進により、顧客に密着した営業展開と新規顧客の開拓に努めてまいりました。

第2四半期までは携帯電話基地局向けカスタムICやPC向けメモリーICが比較的堅調に推移していたものの、第3四半期以降は急速な市場環境の悪化により、低調に推移することとなりました。また、民生機器・産業機器をはじめとした各分野における生産調整等の影響を受け、売上高は749億8千万円、営業利益は7億3千6百万円となりました。

【コンピュータシステム関連事業】

コンピュータシステム関連事業では、各企業における内部統制の整備を見据え、コンピュータシステムに関する需要増へ対応するため、コンピュータ・ネットワーク事業の強化に努めてまいりました。

しかしながら、企業業績の悪化と景気の先行き不安から、新規のIT投資等、設備投資を抑制する傾向が強まり、売上高は197億2千1百万円、営業利益は11億3百万円となりました。

(事業の種類別セグメントについて)

当連結会計年度より、当社グループ取扱製品の種類・性質、販売市場等の類似性を考慮し、事業の種類別セグメントにつきましては「半導体及び電子デバイス事業」と「コンピュータシステム関連事業」の区分により記載しております。

なお、前連結会計年度における連結売上高を当該セグメント区分により組替えた場合の比較は、次のとおりであります。

区 分	第23期 (平成20年3月期)		第24期 (平成21年3月期)		
	売上高 千円	構成比 %	売上高 千円	構成比 %	増減率 %
半導体及び 電子デバイス事業	86,421,366	77.1	74,980,004	79.2	△13.2
コンピュータ システム関連事業	25,683,278	22.9	19,721,528	20.8	△23.2
合 計	112,104,644	100.0	94,701,532	100.0	△15.5

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資総額は6億3千1百万円であり、その主なものは情報システム関連、事務所の移転に伴う設備等への投資であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

世界規模での景気減速に伴い、当社グループが参画しておりますエレクトロニクス業界につきましても、市場の縮小に直面しております。現在、事業再編や提携等は加速度的に進んでおり、グローバルな競争が一層激しいものとなっております。

このような市場環境のもと、当社グループでは、以下の取り組みを推進してまいります。

① 利益確保に向けた体質強化

- ・平成22年3月期におきましては、景気の急速な回復には至らないという見通しを踏まえ、全社的な管理可能費用の大幅な削減に努めてまいります。
- ・効率的な営業展開を目指し、かつ、将来の成長を見据えた組織改革を行ってまいります。

② 将来の成長を見据えた成長戦略

- ・コンピュータシステム関連事業につきましては、事業の業績拡大を図るべく、個々の製品販売中心の営業体制から顧客別営業体制に組織再構築し、より一層顧客に密着した営業展開の推進に努めてまいります。
- ・半導体及び電子デバイス事業につきましては、事業再編や提携等の動きに合わせて商権拡大を図るとともに、新規顧客・新規商品の開拓を推進し、事業の一層の強化に努めてまいります。また、従来の産業機器向けビジネスに加え、今後の成長が見込まれる分野（環境・セキュリティ等）への販売活動にも注力してまいります。
- ・開発ビジネスにつきましては、自社ブランドである「inrevium(インレビウム)」の商品開発に引き続き注力するとともに、設計から製造・品質保証までの一貫した物作り体制を確立し、OEMビジネスの強化に努めてまいります。
- ・海外事業につきましては、ASEAN地域における顧客サポート体制を充実するとともに、付加価値の高い自社商品のグローバルな販売展開を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

当社グループ

区 分	第21期 平成18年3月期	第22期 平成19年3月期	第23期 平成20年3月期	第24期(当期) 平成21年3月期
売 上 高 (千円)	88,290,003	99,743,143	112,104,644	94,701,532
経 常 利 益 (千円)	2,630,550	3,245,547	3,849,269	2,041,230
当 期 純 利 益 (千円)	1,537,284	1,876,746	2,193,084	617,440
1株当たり当期純利益 (円)	16,525.92	18,957.04	20,689.48	5,824.91
総 資 産 (千円)	37,088,968	46,729,660	51,458,480	40,680,225
純 資 産 (千円)	15,160,544	20,056,460	21,604,874	21,413,370

当社

区 分	第21期 平成18年3月期	第22期 平成19年3月期	第23期 平成20年3月期	第24期(当期) 平成21年3月期
売 上 高 (千円)	87,456,519	97,194,143	109,295,862	88,009,490
経 常 利 益 (千円)	2,637,917	3,134,417	3,646,048	2,204,465
当 期 純 利 益 (千円)	1,541,611	1,779,020	2,078,211	769,545
1株当たり当期純利益 (円)	16,572.95	17,969.90	19,605.77	7,259.87
総 資 産 (千円)	36,477,256	45,829,734	50,489,272	40,169,137
純 資 産 (千円)	15,183,848	19,982,740	21,453,972	21,430,271

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。
2. 第21期は、デジタル家電分野の需要は旺盛でありましたが、製品価格の下落が続き、利益面において厳しい状況となりました。
3. 第22期は、基地局等の通信インフラに対する設備投資の増加や、企業向けパソコン需要の堅調な推移により、増収増益となりました。
4. 第23期は、携帯電話端末向け汎用アナログICの販売が堅調であったことや、企業のIT投資が堅調に推移したことにより、増収増益となりました。
5. 第24期(当期)の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 主要な事業内容 (平成21年3月31日現在)

【半導体及び電子デバイス事業】

半導体製品、ボード製品、一般電子部品

【コンピュータシステム関連事業】

コンピュータ・ネットワーク機器、ソフトウェア

(7) 主要な事業所（平成21年3月31日現在）

① 当社

本 社	神奈川県横浜市
拠 点	エンジニアリングセンター（神奈川県横浜市）
	北関東支社（埼玉県さいたま市）、大阪支社（大阪府大阪市）
	仙台営業所（宮城県仙台市）、長岡営業所（新潟県長岡市）、 水戸営業所（茨城県水戸市）、立川営業所（東京都立川市）、 松本営業所（長野県松本市）、三島営業所（静岡県三島市）、 浜松営業所（静岡県浜松市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市）、 京都営業所（京都府京都市）、岡山営業所（岡山県岡山市）、 福岡営業所（福岡県福岡市）
	宇都宮サテライト（栃木県宇都宮市）、厚木サテライト（神奈川県厚木市）
	松山出張所（愛媛県松山市）
	新宿オフィス（東京都新宿区）、大阪オフィス（大阪府大阪市）

(注) 平成21年4月1日より、宇都宮サテライトは宇都宮営業所となっております。

② 子会社

パ ネット ロ ン 株 式 会 社	神奈川県横浜市、大阪府大阪市
TOKYO ELECTRON DEVICE HONG KONG LTD.	香港、上海、大連
TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール

(8) 従業員の状況（平成21年3月31日現在）

① 当社グループ

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
825名	37名増

② 当社

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
772名	2名増	37.4歳	6.1年

(注) 従業員数には、休職者13名を含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況（平成21年3月31日現在）

① 親会社の状況

会社名	当社株式 の持株数 株	当社への 出資比率 %	関係内容
東京エレクトロン株式会社	58,753	55.42	商品の仕入、販売等

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
パネトロン株式会社	千円 50,000	100.00	半導体製品等の販売
TOKYO ELECTRON DEVICE HONG KONG LTD.	千香港ドル 3,500	100.00	半導体製品等の販売
TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.	千シンガポールドル 250	100.00	半導体製品等の販売

(10) 主要な借入先（平成21年3月31日現在）

借入先	借入金残高 千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,745,000
株式会社三井住友銀行	1,561,681
株式会社山梨中央銀行	500,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

【貸倒引当金繰入額の計上について】

当社グループでは、平成21年3月期における特別損失として、大手取引先に対する貸倒引当金繰入額（5億1百万円）を計上しております。

当該取引先は会社更生手続を申請しており、現在、再建を前提とした更生計画の策定作業が進められております。なお、当該計画につきましては、平成22年度前半を目途に確定することが見込まれております。

【内部統制システムの整備推進状況について】

財務報告の信頼性を確保すべく、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備を行い、これらの運用を図ってまいりました。平成21年3月期におきましては、財務報告の信頼性を確保するための体制は有効に機能しており、現時点において重要な欠陥はないと判断しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	256,000株
(2) 発行済株式の総数	106,000株
(3) 株主数	5,512名
(4) 大株主	

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
東京エレクトロン株式会社	58,753株	55.42%
立花証券株式会社	3,709	3.49
東京エレクトロニクス社員持株会	3,679	3.47
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーノーザントラストガンジーノントリーティークライアッツ	889	0.83
パークレイズバンクビーエルシーパークレイズキャピタルセキュリティーズ	829	0.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	477	0.45
居山耕作	382	0.36
シービーエヌワイディエフエインベストトラストカンパニージャパンスモールカンパニーシリーズ	352	0.33
岩崎泰次	350	0.33
徳永耕造	252	0.23

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

区分	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行日	平成16年9月16日	平成17年9月1日
発行個数	150個	350個
目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 300株 (新株予約権1個につき2株)	当社普通株式 350株 (新株予約権1個につき1株)
行使価額	1株につき340,439円	1株につき281,492円
行使期間	平成18年8月1日から 平成26年5月31日まで	平成19年8月1日から 平成27年5月31日まで
当事業年度末日残高	150個	350個
役員の有保有状況（注）		
取締役（社外取締役を除く）	40個（1名）	101個（2名）
社外取締役	—	—
監査役	19個（1名）	—

（注） 当事業年度末日における各地位の有保有状況を記載しており、新株予約権の割当を行った当時の地位とは異なります。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当または他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	砂 川 俊 昭	TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD. 取締役会長
取 締 役	久 我 宣 之	執行役員専務 管理本部長、総務部長
取 締 役	木 村 勉	執行役員 営業統括本部長、東日本第一営業本部長
取 締 役	天 野 勝 之	執行役員 CN事業本部長
取 締 役	徳 重 敦 之	執行役員 EC海外事業担当、PLDソリューション事業部長
取 締 役	東 哲 郎	東京エレクトロン株式会社代表取締役会長 TOKYO ELECTRON U. S. HOLDINGS, INC. 取締役会長 社団法人日本半導体製造装置協会会長
取 締 役	原 護	東京エレクトロン株式会社取締役
取 締 役	常 松 政 養	社団法人日本半導体製造装置協会専務理事
常 勤 監 査 役	矢 崎 一 洋	
常 勤 監 査 役	遠 山 憲 一	
監 査 役	田 中 健 生	東京エレクトロン株式会社常勤監査役
監 査 役	林 田 謙 一 郎	弁護士 ラムバス株式会社社外監査役

報酬委員会委員：久我宣之、徳重敦之、原 護、常松政養

指名委員会委員：久我宣之、天野勝之、木村 勉、東 哲郎

- (注) 1. 取締役 常松政養氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 矢崎一洋氏及び林田謙一郎氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 矢崎一洋氏及び田中健生氏は、財務部門を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社では、監督と執行の分離を図るため、執行役員制度を導入しております。
 なお、平成21年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

氏 名	担 当
砂 川 俊 昭	代表取締役社長
久 我 宣 之	執行役員専務 管理本部長、総務部長
木 村 勉	執行役員専務 営業統括本部長、東日本第一営業本部長
天 野 勝 之	執行役員 CN事業統括本部長、CN営業本部長
徳 重 敦 之	執行役員 EC海外事業担当、PLDソリューション事業部長
宍 倉 弘 明	執行役員 ゼネラルプロダクト事業部長、技術支援室担当
大 崎 正 之	執行役員 Comm&CE事業部長
八 幡 浩 司	執行役員 インダストリー事業部長
武 井 弘	執行役員 東日本第二営業本部長、北関東支社長、 ネットワークパートナー営業部担当
黒 田 修 治	執行役員 西日本営業本部長、大阪支社長
山 田 信 二	執行役員 インレピアム事業部長
林 英 樹	執行役員 CNプロダクト本部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 130,800千円（9名）
監査役 53,250千円（4名）

- (注) 1. 報酬等の額は、当事業年度に繰り入れた役員退職慰労引当金を含んでおります。
2. 上記支給額の他、平成20年6月18日開催の第23期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金（21,128千円）を退任取締役（1名）に対して支給しております。
3. 上記には、平成20年6月18日開催の第23期定時株主総会をもって退任した取締役（1名）を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員その他これに類する兼任状況

区分	氏名	兼任先及び兼任内容
取締役	常松政養	社団法人日本半導体製造装置協会 専務理事
監査役	林田謙一郎	ラムバス株式会社 社外監査役

(注) 当社と上記「兼任先及び兼任内容」に記載の法人等との間に、特記すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	常松政養	当事業年度に開催された取締役会全てに出席し、客観的な立場から議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	矢崎一洋	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会全てに出席し、また、その他重要な会議に出席し、常勤監査役として内部統制システムの整備をはじめ、経営に係る様々な事項に関し意見を述べております。
監査役	林田謙一郎	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会全てに出席し、議案に対して質問をするともに適宜意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役 常松政養氏及び社外監査役 林田謙一郎氏との間で、任務を怠ったことによって当社に対して賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

ただし、責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

④ 社外役員の報酬等の額

社外取締役1名及び社外監査役2名に対し、当社から支払われた役員報酬等は35,100千円であります。当該金額には当事業年度に役員退職慰労引当金に繰り入れた額を含んでおります。

なお、当社の親会社または当社親会社の子会社（当社を除く）から支払われた役員報酬等はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(注) 平成20年6月18日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって、公認会計士 石井和人氏、公認会計士 鈴木智喜氏及び公認会計士 蓮見知孝氏が任期満了により会計監査人を退任し、新たに、あずさ監査法人が会計監査人に選任され、就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額	
当社の会計監査人としての報酬等の額	あずさ監査法人	67,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	あずさ監査法人	67,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 重要な子会社であるTOKYO ELECTRON DEVICE HONG KONG LTD. 及びTOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD. は、当社会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の独立性、適格性等を勘案し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、取締役会は、監査役会の同意を得てまたは監査役会の請求により、会計監査人の不再任の議案を株主総会に付議いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制として、取締役会で決議している内容は、次のとおりであります。

(1) 内部統制システムの基本方針

- ・取締役は、「内部統制に関する取締役行動指針」に基づき、公正かつ適切な経営の実現を図るとともに、内部統制に関して従業員への周知徹底を行う。
- ・市民社会の秩序・安全並びに企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
不当要求に対しては、警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的な対応を図る。
- ・「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告を含む企業情報の信頼性向上」、「法令遵守」、「資産の保全」を目的として、マネジメントプロセスと統合した内部統制システムの構築を目指す。
- ・社長を委員長とする内部統制委員会の配下にある倫理委員会、リスク管理委員会及び情報セキュリティ委員会を中心として、内部統制システムの整備を推進する。

内部統制の体制整備のために以下のとおり取り組む。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は、行動の基準・規範を示した「内部統制に関する取締役行動指針」を遵守し、法令遵守は当然との認識のもと、高い倫理観をもって公正かつ適切な経営を実践し、社内組織において率先垂範する。
- ・取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ・取締役会の意思決定の妥当性を確保するため、社外取締役の招聘を推進する。
- ・取締役の職務執行状況は、監査基準に基づいた監査役監査を受け、社会的信頼性に応える良質な企業統治体制を確立していく。

(3) 業務の適正を確保するために必要な体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る文書の管理基準及び管理体制に則り、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理する。
- ・管理体制の一つとして情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ対策を組織的に進められる体制を構築し、継続的な改善活動が可能な情報セキュリティマネジメントを実施する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理を経営の重要課題の一つと認識し、リスク管理委員会を設置する。
- ・リスク管理委員会は、リスク方針及びリスク管理規程に基づき、会社全体のリスクを把握、分析、評価し、優先的に対応すべきリスクを選定する。
- ・担当執行役員は対応すべきリスクに対し、具体的な対応方針及び対策を策定、実行し、継続的に改善を行う。
- ・リスク管理委員会はリスク管理を統括するとともに、内部統制委員会に報告を行い、内部監査室がリスク対策実行状況の監査を行う。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員制度により経営と業務執行を分離し、取締役会は経営の基本方針及び重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- ・取締役会は、経営目標を明確化するため、経営計画を決定する。
各部門の執行役員は、経営計画達成のための戦略を策定、遂行する。
- ・経営計画進捗状況は、各部門の執行役員で構成する執行役員会議等において管理を行い、取締役会は、経営計画進捗状況の報告を受ける。
- ・事業計画の遂行において生じる可能性がある経営上の重大なリスクに対しては、各部門の執行役員で構成する執行役員会議等において十分に審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において審議する。
- ・適正かつ効率的な職務執行体制の確保のため、決裁権限等各種規程の見直しを随時実施する。

- ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・従業員は、コンプライアンス規程及び行動の基準・規範を示した「倫理行動基準」を遵守する。
 - ・倫理委員会は、コンプライアンス体制を整備し、教育・啓蒙を図る。
 - ・内部・外部通報制度及び社内における事故・不祥事対応フローに則り、事態の早期把握・未然防止に努める。通報者に対しては、希望した場合には匿名性を保証し、不利益とならないことを確保する。
 - ・内部監査によるコンプライアンスへの適合性の確認・徹底を図る。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 子会社…各種規程等の遵守をはじめとした内部統制システムの子会社への徹底を図るため、「関係会社管理規程」に基づき、経営管理室が主管部署となって全般的な統制のモニタリングを行う。また、財務報告の信頼性を確保するためのモニタリングも行う。
- 親会社…親会社との取引については、一般的な取引条件のもとに行うものとし、原則として取締役会決議を行う。
- (4) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。
 - ・財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
 - ・財務報告の信頼性を確保するために、監査室が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を社長に報告する。
 - ・必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。

(5) 監査役監査が実効的に行われるための体制

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・ 監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、専任または兼任の従業員を監査役スタッフとして配置する。
- ② 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 監査役スタッフの人事異動及び考課については、監査役の事前の同意を得る。
- ③ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・ 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとり、また、重要な稟議書や報告書を随時閲覧可能な体制とする。
 - ・ 取締役は会社に重大な損害を及ぼす恐れがある事実や不正行為等を発見した場合は、直ちに監査役会に報告する。
 - ・ 監査役の求めに応じて、取締役及び従業員は速やかに業務執行状況を報告するとともに、内部通報制度を通じて、従業員は直接、監査役に通報することが可能な体制とする。
- ④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査室と緊密な連携を保つとともに、取締役の許可を得ることなく、必要に応じて監査室を監査役スタッフとして活用する。
 - ・ 代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題や監査役監査の環境整備等について意見交換を行う。
 - ・ 監査の実施に当たり、監査役が必要と認める場合は公認会計士・弁護士等の外部専門家を活用する。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主重視を経営の最重要事項の一つと位置付けており、継続的かつ安定的な配当実施を原則としております。また、成長に応じた利益還元につきましても重視し、業績連動型配当として、連結当期純利益に対する配当性向30%を目安とすることを基本方針としております。

平成21年3月期におきましては、当社を取り巻く環境が非常に厳しいものとなりましたが、当期に係る剰余金の配当につきましては、継続的かつ安定的な配当実施という基本方針を勘案し、取締役会決議により、期末配当を3,300円、中間配当3,300円と合わせた年間配当を1株につき6,600円といたします。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	40,680,225	(負債の部)	19,266,854
流動資産	35,854,988	流動負債	14,482,369
現金及び預金	1,245,602	買掛金	6,706,615
受取手形及び売掛金	15,479,382	短期借入金	3,806,681
商 品	15,812,839	未払金	856,930
仕 掛 品	66,631	未払法人税等	177,903
繰延税金資産	497,069	前 受 金	2,137,465
未収消費税等	1,144,199	賞与引当金	488,256
そ の 他	1,610,822	そ の 他	308,517
貸倒引当金	△ 1,559	固定負債	4,784,484
固定資産	4,825,237	退職給付引当金	4,304,637
有形固定資産	1,334,856	役員退職慰労引当金	115,100
建物及び構築物	865,581	そ の 他	364,747
工具器具備品	446,955	(純資産の部)	21,413,370
リース資産	22,320	株主資本	21,492,916
無形固定資産	643,933	資 本 金	2,495,750
そ の 他	643,933	資本剰余金	5,645,240
投資その他の資産	2,846,446	利益剰余金	13,351,925
投資有価証券	49,115	評価・換算差額等	△ 79,545
繰延税金資産	1,622,276	その他有価証券 評価差額金	△ 6,002
そ の 他	1,686,565	繰延ヘッジ損益	△ 28,442
貸倒引当金	△ 511,509	為替換算調整勘定	△ 45,100
資産合計	40,680,225	負債・純資産合計	40,680,225

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自 平成20年4月1日）
（至 平成21年3月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		94,701,532
売 上 原 価		79,992,053
売 上 総 利 益		14,709,479
販売費及び一般管理費		12,869,389
営 業 利 益		1,840,090
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	896	
受 取 配 当 金	249	
為 替 差 益	348,361	
雑 収 入	63,653	413,161
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	72,862	
債 権 譲 渡 損	132,678	
雑 損 失	6,479	212,021
経 常 利 益		2,041,230
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	183	
固 定 資 産 除 却 損	20,525	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	497,860	
ゴルフ会員権貸倒引当金繰入額	469	
ゴルフ会員権評価損	14,879	
本 社 移 転 費 用	212,569	746,487
税金等調整前当期純利益		1,294,743
法人税、住民税及び事業税	705,777	
法人税等調整額	△ 28,474	677,302
当 期 純 利 益		617,440

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

株主資本

資本金

前期末残高 2,495,750

当期変動額

当期変動額合計

当期末残高 2,495,750

資本剰余金

前期末残高 5,645,240

当期変動額

当期変動額合計

当期末残高 5,645,240

利益剰余金

前期末残高 13,438,808

当期変動額

連結範囲の変動 △ 4,724

剰余金の配当 △ 699,600

当期純利益 617,440

当期変動額合計 △ 86,883

当期末残高 13,351,925

株主資本合計

前期末残高 21,579,799

当期変動額

連結範囲の変動 △ 4,724

剰余金の配当 △ 699,600

当期純利益 617,440

当期変動額合計 △ 86,883

当期末残高 21,492,916

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金

前期末残高	△ 5,420
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 582
当期変動額合計	△ 582
当期末残高	△ 6,002

繰延ヘッジ損益

前期末残高	64,622
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 93,064
当期変動額合計	△ 93,064
当期末残高	△ 28,442

為替換算調整勘定

前期末残高	△ 34,127
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 10,973
当期変動額合計	△ 10,973
当期末残高	△ 45,100

評価・換算差額等合計

前期末残高	25,074
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 104,620
当期変動額合計	△ 104,620
当期末残高	△ 79,545

純資産合計

前期末残高	21,604,874
当期変動額	
連結範囲の変動	△ 4,724
剰余金の配当	△ 699,600
当期純利益	617,440
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 104,620
当期変動額合計	△ 191,503
当期末残高	21,413,370

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

パネトロン(株)

TOKYO ELECTRON DEVICE HONG KONG LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.

当連結会計年度より、前連結会計年度において持分法を適用しない非連結子会社でありましたパネトロン(株)及びTOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.の重要性が増加したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称

TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE (WUXI) LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びキャッシュ・フロー等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数

なし

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE (WUXI) LTD.

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの…移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産

原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(a) 商品……………先入先出法

(b) 仕掛品……………個別法

(会計方針の変更)

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。在外連結子会社は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～45年
工具器具備品	2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間（3年以内）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、主に個別の債権について回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

③ 退職給付引当金

当社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

当社は役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく当期末退職金要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：デリバティブ取引（先物為替予約）

ヘッジ対象：外貨建予定取引

(c) ヘッジ方針

為替予約取引については、為替相場の変動によるリスク回避を目的とし、通常の外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で為替予約取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(d) ヘッジの有効性評価の方法

キャッシュ・フロー変動の累計額の比率分析により評価を行っております。

(追加情報)

従来省略しておりましたヘッジの有効性評価につきましては、ヘッジ手段とヘッジ対象との相関関係を見直した結果、当連結会計年度よりキャッシュ・フロー変動の累計額の比率分析により評価を行っております。

② 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更による損益に与える影響はありません。

(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。

この変更による損益に与える影響はありません。

(3) 受託開発取引に関する原価計算制度の導入

従来、受託開発取引に関する費用等は販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、当連結会計年度より売上原価として処理する方法に変更しております。この変更は、受託開発取引の損益計算をより適正に行うために原価計算制度を取り入れたことにより、正確な原価管理が可能となったことによるものです。

この変更により、従来の方法に比べ、売上総利益が401,838千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

7. 表示方法の変更

連結貸借対照表

(1) 前連結会計年度において「たな卸資産」として掲記していたものは、当連結会計年度より「商品」「仕掛品」に区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品」は17,649,887千円であり、「仕掛品」はありません。

(2) 前連結会計年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収消費税等」は、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の流動資産の「その他」に含まれる「未収消費税等」は811,642千円であります。

(3) 前連結会計年度において流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「前受金」は、重要性が増したため当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の流動負債の「その他」に含まれる「前受金」は1,991,655千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,296,668千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 106,000株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月12日取締役会	普通株式	349,800	3,300	平成20年3月31日	平成20年6月2日
平成20年10月28日取締役会	普通株式	349,800	3,300	平成20年9月30日	平成20年12月3日
計		699,600			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月12日取締役会	普通株式	利益剰余金	349,800	3,300	平成21年3月31日	平成21年6月1日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の種類及び数
- 平成16年6月18日開催の定時株主総会特別決議 普通株式 300株
平成17年6月21日開催の定時株主総会特別決議 普通株式 350株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,747,682千円
賞与引当金	203,343千円
たな卸資産評価損	196,373千円
税務上の繰越欠損金	126,036千円
貸倒引当金	102,670千円
その他	207,196千円
繰延税金資産小計	2,583,303千円
評価性引当額	△ 260,792千円
繰延税金資産合計	2,322,510千円
繰延税金負債	
前払年金費用	196,040千円
その他	7,526千円
繰延税金負債合計	203,566千円
繰延税金資産の純額	2,118,944千円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 — 繰延税金資産	497,069千円
固定資産 — 繰延税金資産	1,622,276千円
流動負債 — 繰延税金負債	400千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.4%
税額控除	△ 4.4%
住民税均等割	2.7%
評価性引当金	19.4%
海外子会社の税率差	△ 3.7%
海外子会社留保利益	△ 3.1%
その他	△ 1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.3%

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	202,012円93銭
2. 1株当たり当期純利益	5,824円91銭

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	40,169,137	(負債の部)	18,738,866
流動資産	35,253,948	流動負債	13,954,381
現金及び預金	1,185,547	買掛金	6,493,653
受取手形	369,627	短期借入金	3,100,000
売掛金	14,080,558	短期リース債務	5,534
商品	15,132,031	未払金	1,264,579
仕掛品	66,631	未払費用	167,665
前渡金	290	未払法人税等	174,724
前払費用	754,080	前受金	2,137,465
繰延税金資産	491,610	預り金	49,793
未収入金	1,310,731	賞与引当金	479,382
未収消費税等	1,141,953	その他の流動負債	81,582
立替金	720,898	固定負債	4,784,484
その他の流動資産	1,634	長期リース債務	18,347
貸倒引当金	△ 1,648	退職給付引当金	4,304,637
固定資産	4,915,189	役員退職慰労引当金	115,100
有形固定資産	1,321,700	預り保証金	346,400
建物	852,272	(純資産の部)	21,430,271
構築物	9,878	株主資本	21,464,716
工具器具備品	437,229	資本金	2,495,750
リース資産	22,320	資本剰余金	5,645,240
無形固定資産	631,736	資本準備金	5,645,240
ソフトウェア	625,696	利益剰余金	13,323,725
電話加入権	6,039	利益準備金	200,000
投資その他の資産	2,961,753	その他利益剰余金	13,123,725
投資有価証券	49,115	別途積立金	12,000,000
関係会社株式	116,182	繰越利益剰余金	1,123,725
関係会社出資金	23,845	評価・換算差額等	△ 34,444
従業員長期貸付金	200	その他有価証券評価差額金	△ 6,002
破産更生債権等	506,190	繰延ヘッジ損益	△ 28,442
長期差入保証金	600,712		
長期前払費用	2,007		
繰延税金資産	1,629,401		
前払年金費用	482,857		
その他の投資	62,750		
貸倒引当金	△ 511,509		
資産合計	40,169,137	負債・純資産合計	40,169,137

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		88,009,490
売 上 原 価		73,921,218
売 上 総 利 益		14,088,272
販売費及び一般管理費		12,218,979
営 業 利 益		1,869,292
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	835	
受 取 配 当 金	249	
為 替 差 益	287,234	
業 務 受 託 料	182,859	
雑 収 入	63,189	534,369
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	46,928	
債 権 譲 渡 損	132,668	
雑 損 失	19,599	199,196
経 常 利 益		2,204,465
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	183	
固 定 資 産 除 却 損	20,525	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	501,479	
ゴ ル フ 会 員 権 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	469	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	14,879	
本 社 移 転 費 用	206,269	743,806
税 引 前 当 期 純 利 益		1,460,659
法人税、住民税及び事業税	677,278	
法 人 税 等 調 整 額	13,835	691,113
当 期 純 利 益		769,545

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 平成20年4月1日）
（至 平成21年3月31日）

（単位：千円）

株主資本

資本金

前期末残高	2,495,750
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	2,495,750

資本剰余金

資本準備金

前期末残高	5,645,240
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	5,645,240

利益剰余金

利益準備金

前期末残高	200,000
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	200,000

その他利益剰余金

別途積立金

前期末残高	10,700,000
当期変動額	—
別途積立金の積立	1,300,000
当期変動額合計	1,300,000
当期末残高	12,000,000

繰越利益剰余金

前期末残高	2,353,779
当期変動額	—
剰余金の配当	△ 699,600
別途積立金の積立	△ 1,300,000
当期純利益	769,545
当期変動額合計	△ 1,230,054
当期末残高	1,123,725

利益剰余金合計	
前期末残高	13,253,779
当期変動額	
剰余金の配当	△ 699,600
別途積立金の積立	—
当期純利益	769,545
当期変動額合計	69,945
当期末残高	13,323,725
株主資本合計	
前期末残高	21,394,770
当期変動額	
剰余金の配当	△ 699,600
別途積立金の積立	—
当期純利益	769,545
当期変動額合計	69,945
当期末残高	21,464,716
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 5,420
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 582
当期変動額合計	△ 582
当期末残高	△ 6,002
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	64,622
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 93,064
当期変動額合計	△ 93,064
当期末残高	△ 28,442
評価・換算差額等合計	
前期末残高	59,202
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 93,646
当期変動額合計	△ 93,646
当期末残高	△ 34,444

純資産合計

前期末残高	21,453,972
当期変動額	
剰余金の配当	△ 699,600
別途積立金の積立	—
当期純利益	769,545
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 93,646
当期変動額合計	<u>△ 23,701</u>
当期末残高	<u><u>21,430,271</u></u>

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のないもの…移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

① 商品……………先入先出法

② 仕掛品……………個別法

(会計方針の変更)

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～45年

工具 器 具 備 品 2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間(3年以内)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく当期末退職金要支給額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：デリバティブ取引(先物為替予約)
ヘッジ対象：外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針
為替予約取引については、為替相場の変動によるリスク回避を目的とし、通常の外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で為替予約取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
キャッシュ・フロー変動の累計額の比率分析により評価を行っております。
(追加情報)
従来省略しておりましたヘッジの有効性評価につきましては、ヘッジ手段とヘッジ対象との相関関係を見直した結果、当事業年度よりキャッシュ・フロー変動の累計額の比率分析により評価を行っております。
- (2) 消費税等の会計処理の方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
5. 重要な会計方針の変更
- (1) リース取引に関する会計基準
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
この変更による損益に与える影響はありません。
- (2) 受託開発取引に関する原価計算制度の導入
従来、受託開発取引に関する費用等は販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、当事業年度より売上原価として処理する方法に変更しております。この変更は、受託開発取引の損益計算をより適正に行うために原価計算制度を取り入れたことにより、正確な原価管理が可能となったことによるものです。
この変更により、従来の方法に比べ、売上総利益が401,838千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

6. 表示方法の変更

貸借対照表

- (1) 前事業年度において「その他の流動資産」に含めて表示しておりました「未収入金」「立替金」は、重要性が増加したため当事業年度より区分掲記しております。
なお、前事業年度の「その他の流動資産」に含まれる「未収入金」「立替金」は、それぞれ150,919千円、9,775千円であります。
- (2) 前事業年度において「その他の投資」に含めて表示しておりました「前払年金費用」は、重要性が増加したため当事業年度より区分掲記しております。
なお、前事業年度の「その他の投資」に含まれる「前払年金費用」は、498,182千円でありま
す。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,289,652千円
2. 保証債務	
子会社の仕入債務、借入債務及び リース債務に対する保証	826,862千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	895,160千円
短期金銭債務	456,717千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	4,511,233千円
仕入高	1,930,516千円
販売費及び一般管理費	64,338千円
営業取引以外の取引による取引高	197,873千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

当事業年度末に保有している自己株式はありません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,747,682千円
賞与引当金	194,629千円
たな卸資産評価損	189,079千円
貸倒引当金	102,706千円
役員退職慰労引当金	46,730千円
その他	153,561千円
繰延税金資産小計	2,434,390千円
評価性引当額	△ 117,338千円
繰延税金資産合計	2,317,051千円
繰延税金負債	
前払年金費用	196,040千円
繰延税金負債合計	196,040千円
繰延税金資産の純額	2,121,011千円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 — 繰延税金資産	491,610千円
固定資産 — 繰延税金資産	1,629,401千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1%
税額控除	△ 3.9%
住民税均等割	2.4%
評価性引当金	7.4%
その他	△ 1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.3%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、サーバの一部については、リース契約により使用しておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資額	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容	
						役員の兼任等	事業上の関係
子会社	パネトロン(株)	横浜市 神奈川区	(千円) 50,000	半導体電子 部品等の販 売	100.0%	兼任1名	仕入代行 業務受託 債権回収代行 借入債務に 対する債務保証
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE HONG KONG LTD.	CENTRAL HONG KONG	(千HK\$) 3,500	半導体電子 部品等の販 売	100.0%	兼任4名	商品の販売 仕入債務等 に対する債務保証

属性	会社等の名称	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	パネトロン(株)	仕入代行	2,821,912	未収金	443,796
		業務受託	182,859	—	—
		債権回収代行	4,076,413	未払金	421,349
		債務保証	245,000	—	—
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE HONG KONG LTD.	商品の販売	3,451,105	売掛金	329,814
		債務保証	368,660	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 仕入代行及び債権回収代行については、それぞれ当社の取引先と同一の条件によっております。また、業務受託については、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。商品の販売については、市場価格等を勘案して価格交渉の上、取引条件を決定しております。
2. パネトロン(株)に対し銀行借入に対する保証を行っております。また、TOKYO ELECTRON DEVICE HONG KONG LTD. に対しリース債務及び仕入債務、銀行借入に対する保証を行っております。なお、保証料は受領していません。
3. 国内子会社との仕入代行及び債権回収代行的取引金額には消費税等が含まれており、業務受託の取引金額には消費税等は含まれておりません。また、期末残高には消費税等が含まれております。
4. 在外子会社との取引金額及び期末残高には、輸出入取引につき消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 202,172円37銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 7,259円87銭 |

独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

東京エレクトロン デバイス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大西 健太郎 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 構 康 二 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 齋 藤 慶 典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京エレクトロン デバイス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京エレクトロン デバイス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年5月8日

東京エレクトロン デバイス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 大西 健太郎	㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 構 康 二	㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 齋 藤 慶 典	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京エレクトロン デバイス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、内部統制に関する取締役会決議方針の整備・運用状況及び金融商品取引法で規定する内部統制報告制度への対応状況を重点監査項目に設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、監査役全員の協議により、「内部統制システムに係る監査の実施基準」を定め、「内部統制システムに係る監査役監査調査（チェックリスト）」を作成し、これに基づき、取締役から必要に応じて状況の報告を受け検討いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。尚、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重大な欠陥はない旨の報告を取締役等及びあずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月11日

東京エレクトロン デバイス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 矢崎 一 洋 ㊟

常勤監査役 遠山 憲 一 ㊟

監査役 田中 健 生 ㊟

社外監査役 林田 謙一郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券の電子化」）から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。

また、本変更に係る経過的な措置を定めるため、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部が変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条（株券の発行） 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。</u>以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第9条～第12条 <条文省略></p>	<p><削 除></p> <p>第7条（株主名簿管理人） <現行どおり></p> <p>② <現行どおり></p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第8条～第11条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条（決議の方法）</p> <p>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主（<u>実質株主を含む。</u>以下同じ。）の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第14条～第36条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>第12条（決議の方法）</p> <p>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <現行どおり></p> <p>第13条～第35条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（8名）が任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、 他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	砂川俊昭 (昭和26年6月28日生)	昭和49年4月 東京エレクトロン株式会社入社 平成2年10月 同社ボードテストシステム部長 平成6年4月 同社モトローラ営業部長 平成7年7月 同社半導体部品第一営業部長 平成9年10月 当社取締役社長 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 代表取締役社長 (他の法人等の代表状況) TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD. 取締役会長	112株
2	久我宣之 (昭和30年8月25日生)	昭和54年4月 東京エレクトロン株式会社入社 平成3年10月 同社財務部長 平成11年4月 東京エレクトロン東北株式会社取締役 平成14年3月 東京エレクトロン株式会社経理部長 平成15年4月 同社執行役員 平成16年10月 東京エレクトロンBP株式会社取締役社長 平成18年10月 当社執行役員専務 (現在に至る) 平成19年6月 当社取締役 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役 執行役員専務 管理本部長、総務部長	65株
3	木村勉 (昭和28年12月14日生)	昭和56年4月 東京エレクトロン株式会社入社 平成11年4月 当社システムプロダクトグループプロダクトマネージャー 平成13年10月 当社セミコンダクタ第1グループプロダクトマネージャー 平成18年5月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役 (現在に至る) 平成21年4月 当社執行役員専務 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役 執行役員専務 営業統括本部長、東日本第一営業本部長	26株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、 他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
4	天 野 勝 之 (昭和29年11月28日生)	昭和59年11月 東京エレクトロン株式会社入社 平成14年4月 同社コンピュータ・ネットワークBUGM (ビジネス ユニットジェネラル マネージャー) 平成15年4月 同社執行役員 平成18年10月 当社執行役員 (現在に至る) 平成19年6月 当社取締役 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役 執行役員 CN事業統括本部長	26株
5	徳 重 敦 之 (昭和38年11月7日生)	昭和61年4月 東京エレクトロン株式会社入社 平成11年4月 当社ザイリンクスプロダクトグループ プロダクトマネージャー 平成15年10月 当社TOPマーケティンググループプロ ダクトマネージャー 平成16年10月 当社インレピアムプロダクトグループ プロダクトマネージャー 平成17年4月 当社執行役員 (現在に至る) 平成19年6月 当社取締役 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役 執行役員 EC海外事業担当、PLDソリュー ーション事業部長	23株
6	東 哲 郎 (昭和24年8月28日生)	昭和52年4月 東京エレクトロン株式会社入社 平成2年12月 同社取締役 平成6年4月 同社常務取締役 平成8年6月 同社取締役社長 平成8年6月 当社取締役 (現在に至る) 平成15年6月 東京エレクトロン株式会社取締役会長 (現在に至る) 平成17年7月 TOKYO ELECTRON U. S. HOLDINGS, INC. 取 締役会長 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役 (他の法人等の代表状況) 東京エレクトロン株式会社取締役会長 TOKYO ELECTRON U. S. HOLDINGS, INC. 取締役会長 社団法人日本半導体製造装置協会会長	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、 他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
7	原 護 (昭和21年8月14日生)	昭和45年4月 東京エレクトロン株式会社入社 平成元年12月 同社取締役 平成13年6月 当社取締役 平成13年7月 当社取締役会長 平成14年4月 当社取締役退任 平成14年6月 東京エレクトロン株式会社取締役 (現在に至る) 平成15年4月 同社専務執行役員 平成15年6月 当社取締役 (現在に至る) (当社における地位及び担当) 取締役	—
8	岩田 義文 (昭和14年5月4日生)	昭和37年3月 揖斐川電気工業株式会社(現 イビデン株式会社)入社 昭和59年3月 イビデン株式会社電子回路事業部長 昭和60年6月 同社取締役 平成元年6月 同社常務取締役 平成5年6月 同社専務取締役 平成9年8月 同社代表取締役副社長 平成11年6月 同社代表取締役社長 平成19年4月 同社代表取締役会長 (現在に至る) (他の法人等の代表状況) イビデン株式会社代表取締役会長 社団法人岐阜県経営者協会会長	—

- (注) 1. 取締役候補者 砂川俊昭氏は、TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD. 取締役会長を兼務しており、当社は同社に対し設計、開発業務を委託しております。
2. 取締役候補者 東哲郎氏は、東京エレクトロン株式会社取締役会長を兼務しており、当社は同社と営業取引等を行っております。また、同氏は、TOKYO ELECTRON U.S. HOLDINGS, INC. 取締役会長を兼務しており、当社は同社に対しマーケティング業務を委託しております。
3. 取締役候補者 久我宣之氏、天野勝之氏、東哲郎氏及び原護氏の過去5年間及び現在の当社親会社である東京エレクトロン株式会社及び同社の子会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当、他の法人等の代表状況」に記載のとおりであります。
4. 岩田義文氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者とする理由及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者とする理由
岩田義文氏が長年培ってきた経営マネジメントに関する知識と経験を活かし、当社経営に対する監督、助言をいただくことで、経営体制のさらなる強化が図れると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約
当社は、現行定款において、社外取締役との間で、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定めており、社外取締役候補者 岩田義文氏は、当社との間で、責任限定契約を締結する予定であります。契約内容の概要は以下のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとす。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役のうち、矢崎一洋氏及び遠山憲一氏は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当、 他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	浅野 升 徳 (昭和33年8月7日生)	昭和56年4月 東京エレクトロン株式会社入社 平成9年4月 東京エレクトロン九州株式会社経理部長 平成12年1月 当社財務部長 平成13年11月 当社財務部長兼営業事務部長 平成18年4月 東京エレクトロン株式会社財務部長 平成21年4月 当社管理本部長付 (現在に至る)	4株
2	川 勝 正 昭 (昭和17年9月11日生)	昭和41年4月 株式会社東海銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 昭和59年7月 同行下高井戸支店長 昭和62年1月 同行大森支店長 昭和63年6月 同行東京第一支店部次長兼主席審査役 平成元年6月 同行東京営業部第三部長 平成4年5月 同行四日市支店長 平成6年5月 同行新宿新都心支店長 平成9年6月 株式会社ミリオンカード・サービス (現 三菱UFJニコス株式会社) 取締役総務部長 平成10年6月 同社常務取締役総務部長 平成15年4月 愛知県中小企業再生支援協議会統括責任者 平成21年3月 同会統括責任者退任 (現在に至る)	—

(注) 1. 監査役候補者 浅野升徳氏の過去5年間の当社親会社である東京エレクトロン株式会社における業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当、他の法人等の代表状況」に記載のとおりであります。

2. 川勝正昭氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者とする理由及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者とする理由

川勝正昭氏が金融機関で長年培われてきた見識及び役員等として経営に携わった豊富な経験を活かし、客観的立場から監査いただくことで、当社における監査体制の更なる強化が図れると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役との責任限定契約

当社は、現行定款において、社外監査役との間で、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定めており、社外監査役候補者 川勝正昭氏は、当社との間で、責任限定契約を締結する予定であります。契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます矢崎一洋氏及び遠山憲一氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の内規に従って相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

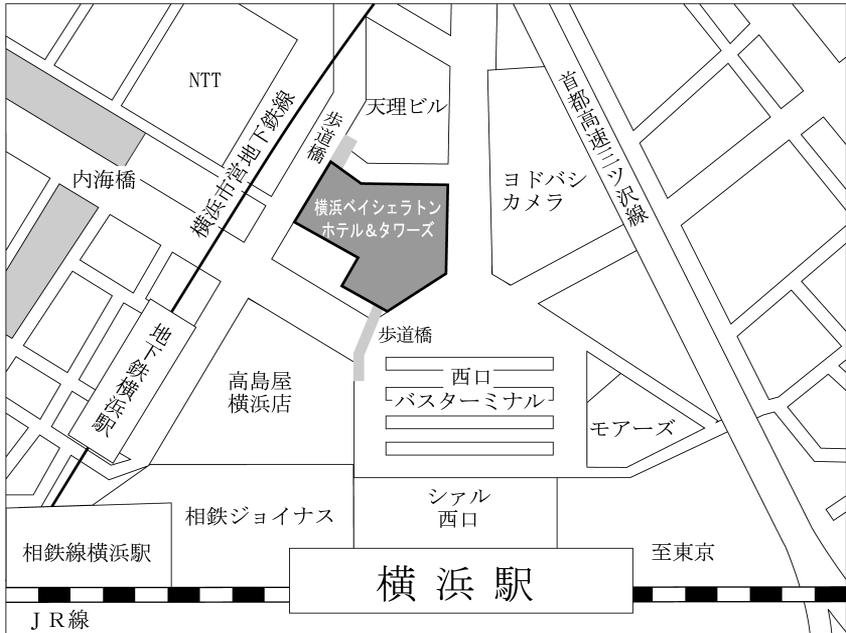
退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
矢崎一洋	平成14年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)
遠山憲一	平成17年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)

以上

会場ご案内図

会場 神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル& Towers 5階「日輪」
電話 (045) 411-1111(代表)



交通 JR・横浜市営地下鉄・私鉄各線「横浜駅」
西口から徒歩約5分
(西口地下街を通り、「南6」出口からお越しいただくのが便利です。)